全国一斉
司法書士
法律扶助
推進月間

10月1日～10月31日

裁判の費用を援助する制度をご存じですか？

民事法律扶助とは、日本司法支援センター（法テラス）が、経済的にお困りの方のために、無料で法律相談を行い、司法書士等の費用の立替えを行う制度です。

※民事法律扶助を受けるには、一定の資力基準以下であるなどの要件が必要となります。
※東日本大震災の被災者については、資力に関係なく無料法律相談を受けられるなどの特例があります。
※簡易裁判所の事物管轄（訴額140万円以下）を基準とした民事通常訴訟、即決和解、支払督促、証拠保全、民事調停などの事件及び裁判外での和解の代理や相談については、法務大臣が指定した研修を修了し、認定を受けた司法書士が行うことができます。前出の管轄を超える事件については、司法書士の書類作成代理による本人訴訟支援の方法があります。

詳細は、お近くの司法書士会にお問合せください。

日本司法書士会連合会　http://www.shiho-shoshi.or.jp/

札幌会 tel.011-281-8322 ／函館会 tel.0138-27-9730 ／旭川会 tel.0166-51-9009 ／釧路会 tel.0154-41-4332 ／北見会 tel.0157-23-5733 ／青森県会 tel.017-775-9286
岩手会 tel.019-653-9191 ／秋田会 tel.018-862-1992 ／山形会 tel.023-623-7104 ／宮城県会 tel.022-253-5733 ／福島県会 tel.024-534-7332 ／茨城会 tel.029-225-9111 ／栃木県会 tel.028-614-1122 ／群馬会 tel.027-224-7733 ／埼玉会 tel.048-863-7301 ／千葉会 tel.043-245-2555 ／東京会 tel.03-3353-9535 ／神奈川県会 tel.045-211-7700 ／新潟県会 tel.025-229-1155 ／富山県会 tel.076-441-8552 ／石川会 tel.076-255-7270 ／福井県会 tel.0776-23-5005 ／山梨県会 tel.055-235-7002
長野県会 tel.026-232-0077 ／岐阜県会 tel.058-253-4009 ／静岡県会 tel.054-254-4563 ／愛知県会 tel.052-935-6211 ／三重県会 tel.059-224-5171 ／滋賀会 tel.077-522-2013 ／京都会 tel.075-231-0301 ／大阪会 tel.06-6941-2005 ／兵庫県会 tel.078-341-7711
奈良会 tel.0742-22-5077 ／和歌山県会 tel.073-422-4445 ／鳥取県会 tel.0857-22-3916 ／島根県会 tel.0852-21-1432 ／岡山会 tel.086-223-5263 ／広島会 tel.082-228-1984 ／山口県会 tel.083-922-3322 ／徳島会 tel.088-652-2135 ／香川県会 tel.087-821-0731 ／愛媛県会 tel.089-933-1003
高知県会 tel.088-823-3434 ／福岡会 tel.092-741-6702 ／佐賀県会 tel.0952-23-3535 ／長崎県会 tel.095-823-4777 ／大分会 tel.097-532-7575 ／熊本県会 tel.096-354-2660 ／鹿児島会 tel.099-255-5551 ／宮崎県会 tel.0985-29-8230 ／沖縄県会 tel.098-867-3225